

錦帯橋ロゴマーク使用の手引き



錦帯橋

KINTAIKYO-BRIDGE

「錦帯橋ロゴマーク」は世界に誇れる「錦帯橋」の知名度を高め、特色や個性を国内外に発信することを目的としております。

申請又は届出する前にこの手引きをお読みください。

■目次■

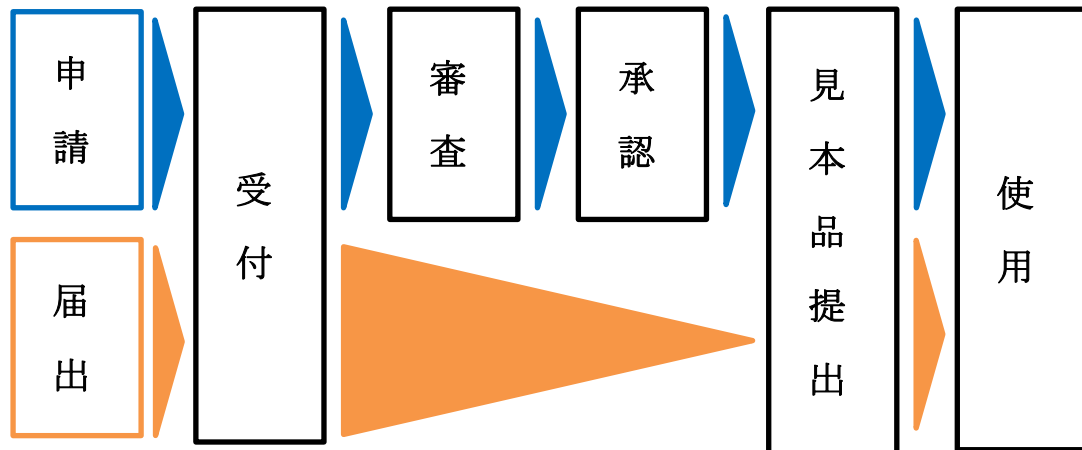
ロゴマーク使用までの流れ	P 1
使用申請（届出）の提出書類	P 2
提出／問い合わせ先	P 3
使用が認められないとき	P 4
見本品提出	P 5
使用にあたっての留意事項	P 5
申請内容に変更が生じた場合	P 6
Q & A	P 7
利用できるロゴ一覧	P 9

■ロゴマーク使用までの流れ

ロゴマーク使用までの流れは以下のとおりです。

この流れに従って手続きを行ってください。

【重要】ロゴマーク使用には、必ず使用申請書又は使用届出書を提出してください。



※申請の場合、受付後、使用承認まで1～2週間程度かかります。

承認後、錦帯橋ロゴマーク使用承認通知書を送付いたします。

※届出の場合、受付後、すぐに使用していただけます。

個人的に使用する場合、申請・届出ともに不要です。

【例】・個人的な名刺に使用する。

・個人アカウントのSNSやブログで使用する。

使用方法でご判断が難しい場合は、事前にご相談ください。

利用できるロゴマークは、錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会 HP
(<http://www.kintaikyo-bridge.jp/>) 内の「錦帯橋ロゴマーク
使用マニュアル」にて公開しております。

届出受付または承認後、ご希望のデータ(ai、eps、jpeg、pdf)
を送付いたします。

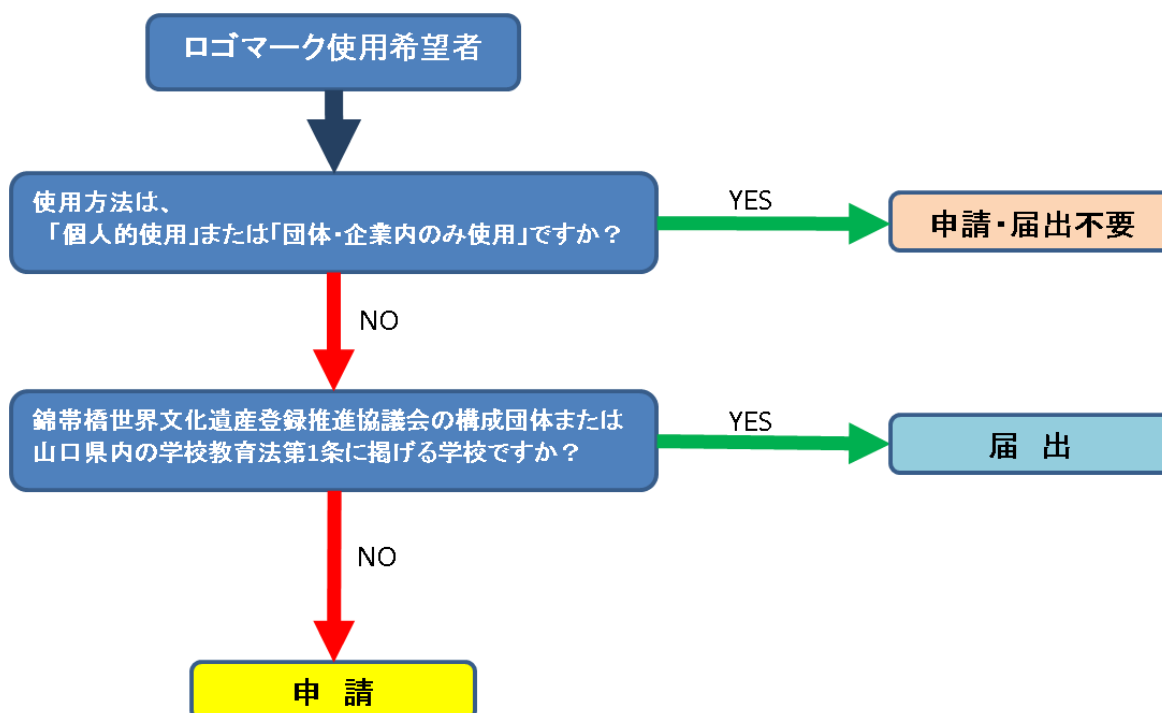
※ロゴデータは一式送付(jpegは除く)いたします。切り抜き等
の加工は使用者にておこなってください。

■使用申請（届出）の提出書類

錦帯橋ロゴマークを使用するには、**使用申請**が必要となります。
ただし、次の場合は、**使用届出**で使用できます。

- 錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会の構成団体が使用する場合
- 山口県内の学校教育法第1条に掲げる学校が教育目的で使用する場合

提出書類（申請の場合）	提出書類（届出の場合）
①申請書 ②企画書（デザイン案等） ③申請者の概要が分かるもの ※パンフレット等でも可	①届出書 ②企画書（デザイン案等） ③申請者の概要が分かるもの ※パンフレット等でも可



申請書・届出書は、ホームページからダウンロードできます。

錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会 HP
([http:// kintaikyo-bridge.jp/](http://kintaikyo-bridge.jp/))
「問合せ・申請」→「ロゴマーク申請」をクリック



※ホームページの表示は、お使いの端末によって異なります。
また、ホームページのデザインや内容は変更になる場合があります。

提出書類に必要事項をご記入の上、

下記までメール、郵送または持参してください。

※企画書やデザイン案等の作成でロゴデータが必要な方は、ホームページ内の
「錦帯橋ロゴマーク使用マニュアル」から入手して作成してください。

提出／問い合わせ先



〒740-8585

山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会事務局

(岩国市錦帯橋課 世界遺産推進班)

電 話：0827-29-5107

F A X：0827-21-3456

メール：kintaikyo@city.iwakuni.lg.jp

岩国市役所 4階 錦帯橋課

■錦帯橋ロゴマークの使用が認められないとき

次の場合は、錦帯橋ロゴマークを使用することができません。

- 錦帯橋の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるとき。
- 「錦帯橋ロゴマーク使用マニュアル」に定められた正しい使用方法に従って使用しないとき。
- 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 特定の個人、団体、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- そのほか、承認することが不適当と認められるとき。

■ロゴタイプ、字間を変えない。

指定されたロゴタイプを正しく使用してください。文字に斜体をかけることも避けてください。
文章の中で言葉として使用する場合は、この限りではありません。



■色を変えない。

指定色以外は使わないでください。
また、指定色が須用できない場合は、モノクロで表現してください。



■大きさ、バランスを変えない。

シンボルマーク、ロゴタイプの大きさや角度、バランスなどを変えないでください。
拡大縮小は自由ですが、縦横の比率を変えないでください。



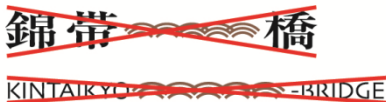
■何かを書き加えたり、取り除かない。

シンボルマーク、ロゴタイプに模様や記号等を書き加えたり、取り除いたりしないでください。



■指定されたロゴタイプを分断しない。

ロゴタイプを分断して、中にシンボルマークや図形を入れないでください。



使用方法やデザインでご不明点がある場合は、ご相談ください。

■見本品（デザイン）提出

出来上がった見本品（写真でも可）を提出してください。

提出方法：郵送またはメール

メー ル： kintaikyo@city.iwakuni.lg.jp

※使用開始日までに見本品を送付できない場合は、その理由書を提出してください。

■使用にあたっての留意事項

- 使用期間は、1 年を限度とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、更に 1 年間自動的に延長され、以後同様とする。
 - （１）使用期限を 1 年で承認を受け、期間満了日の 1 ヶ月前までに協議会、申請者いずれからも異議の申し出がないとき。
 - （２）（１）以外で、会長が適当と認めるとき。
- 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- 承認を受けた品物や書類等は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- 「錦帯橋ロゴマーク使用マニュアル」に定められた使用方法と異なる方法で使用しないこと。
- 使用が要領に定める内容に違反していると認められるときは、使用に係る承認の取り消し、又は使用の中止を求めることがあります。
- 使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けた品物や書類等に損害が生じても、本協議会は、その責任を負いません。
- 使用承認を受けた品物や書類等が、使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、本協議会は、損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負いません。

■申請内容に変更が生じた場合

承認を受けた後に申請した内容に変更が生じた場合には、変更申請が必要です。

＜例＞○デザインを変更したい。

○申請時より数量が増えた。

○申請時の販売金額を変更したい。

※以前申請された案件とは別の案件を申請される場合は、新規での申請が必要となります。

（この場合、承認番号は前回と異なります。）

「錦帯橋ロゴマーク変更使用申請書」はホームページからダウンロードできます。必要事項をご記入の上、錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会事務局にメール、郵送または持参してください。
（変更内容が分かる資料等がある場合は添付してください。）



ご不明な点は、こちらまでお問い合わせください。

お問い合わせ	錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会事務局
	（岩国市錦帯橋課内）
	電 話：0827-29-5107
	FAX：0827-21-3456
	メール： kintaikyo@city.iwakuni.lg.jp

■Q & A

Q 錦帯橋ロゴマークの使用は有料ですか。

A 無料です。

Q 名刺にロゴマークを入れたいのですが、申請が必要でしょうか。

A 個人的に使用する場合は、申請は不要です。ただし、企業（団体）として使用するなど、組織的に使用される場合は申請が必要です。

Q 錦帯橋ロゴマークをインターネット上で使いたいのですが、申請が必要でしょうか。

A 企業（団体）として使う場合は、申請が必要です。
個人のブログやSNSに使う場合であれば、申請は不要です。
判断が難しい場合は、ご相談ください。

Q 衣類に「錦帯橋ロゴマーク」のイラストを入れたいのですが申請が必要ですか。

A 個人で使用する場合は、申請は不要です。
ただし、団体（〇〇クラブや▲▲会等）が大会やイベントなどで着用する場合など使用用途によっては、申請が必要となります。
様々な場合が考えられますので、ご相談ください。

Q 企業内の配布資料に錦帯橋ロゴマークを使用する場合、申請が必要ですか。

A 資料の使用用途が、企業内での協議資料に使用するなど、外部に出るものではない場合、申請は不要です。

Q 錦帯橋ロゴマークのデザインを自由に変更することはできますか。

A デザインを変更することはできません。

Q 錦帯橋ロゴマークを商品名等に使用できますか。

A 使用できます。ただし、錦帯橋ロゴマークの商標の独占的な使用はできませんので、他者が同一名称で申請し、使用することができます。

Q 変更申請が必要となるのは、どのような場合ですか。

A 使用承認後、デザイン、数量、色、大きさ、使用期間等が変更になった場合には、変更申請が必要です。

ただし、完成品自体に変更がある場合は、新規申請となります。

Q 承認された商品の写真を使用することは可能ですか。

A 商品の写真をチラシ等に使用することはできます。

Q 錦帯橋ロゴマークの使用期限が切れました。継続して使用したい場合は、どうすれば良いですか？

A 新たに申請してください。ただし、使用期間を1年で承認を受けている場合、期間満了日の1ヶ月前までに本協議会または申請者自身から延長しないことの申出がないときは、自動的に1年間延長され、以後同様となります。

ただし、増刷など申請時の数量が変わる場合は「変更使用申請書」による申請、使用目的等を変更する場合は新規申請が必要となります。判断が難しい場合は、ご相談ください。

■利用できるロゴ一覧

錦帯橋 Visual Identity Basic design : Symbolmark Logotype-01

Symbolmark



PANTONE 876; DIC 2274s
C=52% M=65% Y=73% K=7%
及び白抜き

DIC 582
C=0% M=0% Y=0% K=100%
及び白抜き

Symbolmark + Logotype



錦帯橋
KINTAIKYO-BRIDGE

錦帯橋
KINTAIKYO-BRIDGE



錦
帯
橋



KINTAIKYO-BRIDGE



錦帯橋
KINTAIKYO-BRIDGE

錦帯橋



KINTAIKYO-BRIDGE



KINTAIKYO-BRIDGE 錦帯橋

錦帯橋 Visual Identity Basic design : Symbolmark Logotype-02

Symbolmark



PANTONE 876; DIC 2274s
C=52% M=65% Y=73% K=7%
及び白抜き

DIC 582
C=0% M=0% Y=0% K=100%
及び白抜き

Symbolmark + Logotype



KINTAIKYO-BRIDGE

KINTAIKYO-BRIDGE





KINTAIKYO-BRIDGE

KINTAIKYO-BRIDGE





KINTAIKYO
BRIDGE

KINTAIKYO
BRIDGE





PANTONE 876c DIC 2274s
C=52% M=65% Y=73% K=7%
及び白版上

DIC 582
C=0% M=0% Y=0% K=100%
及び白版上



PANTONE 876c DIC 2274s
C=52% M=65% Y=73% K=7%
及び白版上





PANTONE 876c DIC 2274s
C=52% M=60% Y=13% K=7%
※白紙上



PANTONE 876c DIC 2274s
C=52% M=60% Y=13% K=7%
※白紙上





DIC 582
C=0% M=0% Y=0% K=100%



DIC 582
C=0% M=0% Y=0% K=100%





DIC 582
C=0% M=0% Y=0% K=100%



DIC 618
C=0% M=0% Y=0% K=50%





DIC 618
C=0% M=0% Y=0% K=50%

Symbolmark + Logotype



DIC 618
C=0% M=0% Y=0% K=50%

Symbolmark + Logotype





PANTONE 876c DIC 2274s
C=32% M=65% Y=73% K=7%
黒口白紙



PANTONE 876c DIC 2274s
C=32% M=65% Y=73% K=7%
黒口白紙





PANTONE 876c DIC 2274s
C=52% M=65% Y=73% K=7%
黒い白紙?



DIC 582
C=0% M=0% Y=0% K=100%
黒い白紙?





DIC 582
C=0% M=0% Y=0% K=100%
及び白文字



DIC 582
C=0% M=0% Y=0% K=100%
及び白文字

